



ちば「炎の仲間」

発 行

一般社団法人千葉県LPガス協会広報委員会
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1
TEL 043-246-1725
FAX 043-243-6781
E-mail : chibalg@chibalg.or.jp
http://www.chibalg.or.jp

毎月 10 日は保安の日

平成 29 年度第 3 回 定例理事会を開催

当協会では、去る 1 月 18 日 (木) の午後 3 時よりオークラ千葉ホテルに於いて、平成 29 年度第 3 回定例理事会を開催しました。

理事会は、金牧副会長の開会の辞で開会し、横山会長がインフルエンザに罹患されたので、片岡代表理事のあいさつの後、県産業保安課江澤副課長からご挨拶をいただき、議事に入り、慎重審議の結果、全議案が原案どおり承認され、鶴沢副会長の閉会の辞により閉会されました。

なお、会議終了後には、政治連盟顧問の伊藤昌弘県議会議員、県産業保安課根本正志課長をお招きし、協会役員と大手事業者との懇親会が開催されました。

議事概要は、以下のとおりです。

議題 1 今後の協会運営について

(審議事項)

標題については、会報第 212 号第 1 面で支部長会報告としてご報告した内容を理事会において追認審議の結果、承認されました。

また、今後は、実のある協会活動を行うには、従来の支部を中心としたつながりだけでなく、大手事業者にも今まで以上のご協力を頂き、全会員が同じ方向性をもって協会運営をしていくことも確認されました。

議題 2 執行理事 (各委員会) 報告について

(報告事項)

定款第 26 条第 7 項の規定により担当執行理事から担当委員会報告が行われました。

なお、今回は 12 月までの事業報告ですが、3 月までの平成 29 年度事業報告は、第 6 回社員総会議案書にて報告します。

執行理事と担当委員会は、次のとおりです。

代表理事・会長	横山 一洋	総務委員会、相談所委員会
代表理事・副会長	片岡 勝美	広報委員会、流通委員会
執行理事・副会長	金牧 晴夫	スタンド委員会
執行理事・副会長	鶴沢 宜広	需要開発委員会
執行理事・副会長	青木 秀夫	保安委員会
執行理事・副会長	土井 春佳	青年委員会

特に、保安委員会と流通委員会が協調し、例年協会が作成している周知パンフレットの平成 30 年度版において、産業保安課のご協力の下に県の認可をいただき、チーバくんを掲載するとともに「安心替え」、特定商取引法の注意喚起の文面及び国民生活情報センターにつながる QR コードを記載し、また千葉県消費者センターの電話番号も掲載しましたので、千葉県内の全 LP ガス消費世帯へ配布をお願い致します。

なお、平成 30 年度事業は、原則 29 年度事業を踏襲するが、エネルギーの小売全面自由化を受けて LP ガス販売業の原点に返り、次の事業を遂行することが承認されました。

1. 質量販売と供給開始時点検・調査講習会の開催
2. FRP 容器とカップリング対応機器とのセット販売の調査研究事業
3. 請求書の電算システム化に向けた調査研究

議題 3 平成 29 年度千葉県内 LP ガス使用状況について

(報告事項)

例年、会報「ちば炎の仲間」の新年号 (第 213 号) に掲載している標記 LP ガス使用状況説明を行いました。

なお、本年度は、10 年前との比較も掲載しました。本資料が、今後の営業に役立てば幸いです。

駆けつけ・電話相談サービスを販売 LP ガス販売事業者安心サポート制度

「駆けつけ・電話相談サービス」は、LP ガス販売事業者賠償責任保険を扱っている一般財団法人全国 LP ガス保安共済事業団が全国の LP ガス協会と会員販売事業者のために開発した商品です。

この商品の取扱者は、上記事業団の幹事会社の一つである三井住友海上火災保険株式会社の系列であるジャパンアシストインターナショナル㈱であり、平成 30 年 1 月 18 日 (木) に開催された理事会後に事業内容の説明を受けました。

会員への案内は、例年行っている LP ガス販売事業者賠償責任保険契約更改時の加入依頼書と一緒に送付し、保険契約更改時に受付を行います。

☆提供サービス

① 駆けつけサービス：水回り・鍵・ガラスのトラブル発生時の応急修理

専門業者が 24 時間 365 日駆けつけ、作業現場での 60 分以内の応急修理作業を無料で行います。消費者が居住する専用住宅と併用住宅の住居部分を対象とします。

② 電話相談サービス：消費者 (同居の家族を含む) からの電話相談

健康・医療、介護、育児等についての電話相談

サービスの概要は、後日配布されるチラシをご覧ください。

サービスは、ジャパンアシストインターナショナル (JAIC) が提供します。

☆制度概要

- ・対象事業者：制度参加の都道府県協会会員の LP ガス販売事業者
- ・加入事業者：任意加入 (年 1 回賠償責任保険更改時申込)
- ・サービス対象：加入事業者の全一般家庭 LP ガス消費者
- ・サービス料金：対象 1 世帯年額 300 円 (税別) × 全世帯数 (3 月末 LP ガス供給全一般家庭世帯数)
料金は、年間固定。電話料・初期費用等その他追加料金は、一切ありません。消費者は、無償です。
- ・サービス提供方法：JAIC への電話 (フリーダイヤル) とお客様番号 (毎年変更) の入力によります。
- ・スケジュール (予定)：2018 年 6 月～9 月募集、2019 年 1 月 1 日よりサービス提供開始。

業界最新情報は協会 HP の活動便りから！

お知らせコーナー

千葉県防災危機管理部産業保安課 保安対策室



日頃から保安行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

県からの連絡事項は次のとおりです。

1 平成 29 年の液化石油ガス事故情報（速報）について

(1) 液化石油ガス一般消費者等の事故

県内で発生した液化石油ガス事故は 10 件で、負傷者は 2 人（ともに軽傷）でした。

事故原因の内訳は消費者不注意が 3 件、器具不良が 2 件、業者の不注意が 2 件、他工事業者の不注意が 3 件でした。事故の内容は以下のとおりです。

- ① 消費者の不注意によるこんろのコック微開状態による漏えい事故（負傷者なし）
- ② 他工事業者の不注意による漏えい火災事故（軽傷者 1 名）
- ③ 他工事業者の不注意による漏えい事故（負傷者なし）
- ④ 消費設備の経年劣化による漏えい事故（負傷者なし）
- ⑤ 販売事業者の配管増し締め不足による漏えい事故（負傷者なし）
- ⑥ 容器交換時のミスによる漏えい事故（負傷者なし）
- ⑦ 消費者の不注意による中華レンジからの漏えい爆発事故（負傷者なし）
- ⑧ 消費設備の経年劣化による漏えい事故（負傷者なし）
- ⑨ 消費者の点火ミスによるストーブからの漏えい爆発事故（軽傷者 1 名）
- ⑩ 他工事業者の不注意による漏えい事故（負傷者なし）

各販売事業者におかれましては、一般消費者等に対してガス使用時の注意事項の周知を行う、供給設備点検・消費設備調査等による設備の管理等を徹底するなど、類似の事故を防止するよう努めてください。

事故が発生して数日経って、あるいは復旧・収束してから県に通報する事例が散見されます。液化石油ガス一般消費者等において事故が発生した場合、販売店又は保安機関は、規模の大小や夜間休日を問わず、直ちに県産業保安課に通報してください。

(2) 高圧ガス保安法（液化石油ガス保安規則関係）の事故

県内で発生した高圧ガス保安法（液化石油ガス保安規則関係）の事故は、ありませんでした。ただ、他県の道路を走行中の千葉県内事業所工業用ローリーが取り締まりにより違反を指摘される事例が 1 件ありました（携行品の不備）。

民生用液化石油ガスの販売においても、一定量を超えて輸送する場合には、高圧ガス保安法の移動の基準あるいは千葉県高圧ガス輸送保安基準が適用されますので、運行前・運行後及び荷役時の点検はもとより、携行品や資格者等についての規定を再度よく確認するようお願いします。

(3) 高圧ガス保安法（液化石油ガス容器の喪失・盗難関係）の事故

県内での液化石油ガス容器の喪失・盗難事故は 15 件で、前年より 2 件減少しました。発生場所としては、民家（居住中）1 件（6.7%）、民家（空家）5 件（33.3%）、公民館等 4 件（26.7%）、店舗等 3 件（20.0%）、その他 2 件（13.3%）でした。

前年と比較すると、空家における事故の比率が増加しました。また、配管や高圧ホースを切断して持ち去るなど、悪質な案件が増加しています。販売店・保安機関におかれましては、より一層の巡回強化や顧客への注意喚起等の対策をお願いします。

2 ガス料金の透明化に関する取引適正化ガイドライン等について

毎年実施している県指定保安講習会などでも周知している取引適正化に関する法令改正ならびにガイドラインの制定について、未対応の販売店がまだ多数あることが立入検査により見受けられています。既に対応することが必要とされている項目がほとんどですので、早急に対応してくださるようお願いいたします。

(1) 液化石油ガス法施行規則(平成 9 年通商産業省令第 11 号)の一部改正

(平成 29 年 6 月 1 日施行)

- ・一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

(2) 液化石油ガス法施行規則(平成 9 年通商産業省令第 11 号)の運用及び解釈の一部改正

(平成 29 年 6 月 1 日施行)

- ・(上記「算定根拠を通知」の解釈として→) 交付した 14 条書面に記載されている「算定の基礎となる項目」ごとの金額、ガス使用量、消費設備に係る費用を、請求書に記載すること。

- ・算定根拠を通知する方法については、原則として請求書等の書面にて行うこととするが、一般消費者等がそれ以外の方法による通知を承諾した場合は、その方法でもよいこととする（ただし「口頭による通知」は除く）。

(3) 液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（ガイドライン）

(平成 29 年 2 月 22 日施行)

- ・自社の標準的な料金メニューを、不特定多数の一般消費者等が閲覧できるよう、自社のホームページを有する者は当該ホームページに、それ以外の者は店頭の見えやすい場所に掲示するなどの方法により早急に公表すること。

(原則、本指針制定後 1 年以内(平成 30 年 2 月 21 日まで)に対応すること)

- ・液化石油ガスの販売価格を変更する場合には、原則として 1 か月前までに一般消費者等に対して、検針票または請求書等に変更する理由を記載する等の通知を行うこと。この場合、変更前と変更後の販売価格の両方を記載するか、価格の変動を記載するかした上で、さらにその記載については文字サイズや色を変えるなどして、一般消費者等が容易に判別できるような記載をすること。

「ガイドラインQ & A」の改訂について (資源エネルギー庁)

資源エネルギー庁では、液化石油ガスの料金の透明化等に向け昨年 2 月 2 2 日に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「液石法施行規則」という。）及び「液石法施行規則の運用・解釈通達」の一部を改正（以下「規則等の改正」という。）し、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（以下「ガイドライン」という。）の制定を行いました。

資源エネルギー庁では、規則等の改正及びガイドラインの制定に関しての質問等に対しては、「液石法省令等の一部改正、取引適正化ガイドラインに係る Q & A」（以下「ガイドライン Q & A」という。）にて対応していたが、新たに考え方を整理すべき質問等が寄せられたために、平成 2 9 年 1 2 月にガイドライン Q & A を改訂しました。

なお、ガイドライン自体も 2 月で 1 年を迎えることから、本文の表現上と質問等への対応との観点から本年 2 月 2 2 日で改訂するとの見解が示されました。本文は、下記 H P をご覧下さい。
(http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/notice/pdf/lpgas_guideline_qa.pdf)

本紙では、ガイドライン Q & A の改訂部分について、次に掲載致します。

1. 全般

Q 1 - 1. 取引適正化ガイドラインで示されている事項は、強制なのか、推奨なのか。

A. （前略、**追加部分のみを掲載**）
今後、取引適正化ガイドラインが遵守されず、一般消費者等から苦情・相談が引き続き寄せられるような場合は、更なる措置を検討致します。

2. 液石法省令

(1) L P ガス料金を請求するときの算定根拠の通知

Q 2 - (1) - 3. 料金請求時の算定根拠の通知を行う際、従量料金の単価が、使用量によって異なる場合（例えば、0 ~ 9.9m3 までは●●円、10 ~ 19.9m3 までは▲▲円、20 ~ 29.9m3 までは■●円など）は、L P ガスの使用量、従量料金の単価、単価ごとの従量料金の内訳、従量料金の合計額を記載する必要があるのか。

(前略)
(二部料金制かつ従量料金の単価が使用量によって異なる場合の算定根拠の主な記載例)

例 1 : 従量単価が使用量の範囲で異なる場合)

ガス使用量	15m3
基本料金	●●●円
従量料金	▲▲▲円
単価	0 ~ 9.9m3 ●●円 / m3
	10 ~ 19.9m3 ▲▲円 / m3
合 計	■●■円

例 2 : 従量単価が使用量の範囲では同一の場合) (**例 2 を追加**)

ガスの使用量	15m3
基本料金	●●●円
従量料金	▲▲▲円 (単価●●円 / m3)
合 計	■●■円

(2) 販売契約の解除の申し出について (**新規**) (液石法省令第 1 6 条第 1 5 号の 3)

Q 2 - (2) - 1. 一般消費者等から解除の申し出を受けたが、その後当該一般消費者等から解除の申し出を取消したい旨の連絡を受けた。しかし、当該一般消費者等から後日改めて解除の申し出を受けた。この場合、「相当期間」の起算日はいつになるのか。

A. 「相当期間」の起算日は解除の申し出がなされた日です。しかしながら、一般消費者等の意思が未確定なうちは「相当期間」の起算は始まりません。そのため、起算日は一般消費者等の意思が確定し再度解除の申し出がなされた日です。

3. 運用・解釈通達

(2) 液石法第 1 4 条に定める書面への設備等の設置費用の記載

Q 3 - (2) - 2. (**新規**) 基本料金・従量料金に賃貸型集合住宅等の建物に付随する設備等の設置費用を含めて請求する以外に、例えば、賃貸型集合住宅と戸建住宅で基本料金・従量料金が異なることは認められないのか。

A. L P ガス料金は各社が設定するものであり認められます。ただし、賃貸型集合住宅等の建物に付随する設備等の設置費用以外で基本料金や従量料金の価格が異なる場合には、消費者等からの照会に対し適切に回答する必要があります。

(3) 供給設備の撤去に関する正当な事由

Q 3 - (3) - 1. (**新規**) 販売契約の解約猶予期間等を定めた契約条項がある場合等には、最低限、その日までは液石法上の撤去義務は生じないのか。

A. 販売契約の解約猶予について定めがあっても、液石法省令第 16 条第 16 号に定める、「正当な事由」には該当致しません。そのため、遅滞なく（原則として一週間以内）撤去する義務が生じます。

なお、解約猶予にかかる契約条項の民法上の効力如何にかかわらず、L P ガス販売事業者は、上記の解釈を考慮いただく必要があります。

4. 取引適正化ガイドライン

(4) 苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理

Q 4 - (4) - 2. (**新規**) 一般消費者等から寄せられた苦情及び問合せの記録簿は、何年保存する必要があるのか。

A. 苦情及び問合せへの処理状況を適切に管理する必要がありますので、苦情及び問合せが寄せられ対応した日から 1 年の保存期間を設けてください。ただし、1 年以上保存することを妨げるものではありません。（液石法第 81 条（液石法省令第 131 条）で定める帳簿については法令に従って適切に管理してください。）
以上

筆者は、今回の規則等の改正及びガイドラインの制定を「契約」を基に次のとおり解説しましたので、今後の営業の参考にしてくだされば幸いです。

また、経産省石油流通課では、(一財)エルピーガス振興センターに委託し、全 L P ガス販売事業者を対象に「**料金公表状況等のフォローアップ調査**」を実施しますので、ご協力をお願いします。

《解説》

我々 L P ガス販売事業者は、規則等の改正とガイドラインの制定の内容を「守るべき事柄」と捉え、「契約」を前提とすると L P ガス販売を次の 5 つのステージに分類できますので、その内容を示しますので、御理解の上、お守り下さい。

- ① 契約前；不特定多数の者が閲覧・選択できるように H P 等により料金メニュー等を公表しましょう。
- ② 契約締結時；特商法を重視して、設備の所有関係等の重要事項を説明しましょう。
- ③ 契約継続中；料金改定の通知は、その適用日の 1 ヶ月前までに通知しましょう。L P ガス料金及び L P ガス供給に関係ない設備等は、その項目と金額を請求する度に明示しましょう。
- ④ 契約解除時；契約書、1 4 条書面には、「清算と撤去」の条項を入れましょう。自力救済の禁止を遵守しましょう。
- ⑤ 全般に亘る事柄；消費者からの L P ガスに係る相談等に対しては、処理簿を作成し、1 年間は保存しましょう。

南房総の魅力、ご存知ですか？

安房支部長 小沢 正順



高家神社（たかべじんじゃ）です。現在でも、料理関係者や味噌・醤油などの醸造者から信仰を集めています。毎年、春と秋などに包丁式が行われています。包丁式は写真を見ておわかりの様に頭に烏帽子をかぶり身に狩衣をまとった公家・武家風のいでたちの料理人が長い箸と包丁を使いながら鮮やかに魚や鳥などのいろいろな食材を捌く伝統行事が行われます。

皆さんご存知でしょうか？

南房総市千倉町には、料理の祖神磐鹿六雁命（いわかむつかりのみこと）が祀られている日本で唯一の神社がある事を。

漁師町の風情が残る海と花のまち千倉町に佇む

そしてもう一つ。

千倉町地域作り協議会が主催し、千倉漁港漁市場で毎月第 1 ・第 3 日曜に開催される、ちくら漁港朝市です。

地元でとれた農作物やその日の朝水揚げした海産物をメインに販売しています。多くの店が出店し、観光客や地元の人達をおもてなししています。

目玉は購入した魚介類をその場で焼いて食べる港海鮮焼です。伊勢えびやアワビ、ホタテなどの高級食材を、お手頃価格で購入でき、器代を支払うとその場で焼きたてを食べる事もできます。

リピーターも増え、回を増すごとに人気が出ている朝市です。

皆さん是非南房総にお出かけください。

お待ちしております。



平成 2 9 年度 国家試験が終了
高圧ガス保安協会千葉県試験事務所

高圧ガス保安協会千葉県試験事務所は、平成 2 9 年 1 1 月 1 2 日(日)に実施された高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験と液化石油ガス設備士試験の合格発表を平成 3 0 年 1 月 5 日(金)に行いました。

県内受付数は、2,826 名で昨年より 247 名減少、受験率は 88.0%で昨年より 1.4% 下降し、合格率は、44.5%で昨年より 0.8% 上昇しました。

また全国の受付数は、50,522 名で昨年より 4,008 名減少、受験率は 88.5%で昨年より 0.1% 下降しました。合格率は、43.7%で昨年と横ばいでした。

当該筆記試験及び技能試験の合格率等一覧表を次に掲載します。

		全 国				千 葉			
試験の種類	科目の区分	出願者数	受験者数	合格者数	合 格 率	出願者数	受験者数	合格者数	合 格 率
乙 種 化 学	全科目受験	1,803	1,510	399	26.42%	206	175	35	20.00%
	科 目 免 除	958	933	780	83.60%	128	122	99	81.15%
	計	2,761	2,443	1,179	48.26%	334	297	134	45.12%
丙種化学(液石)	全科目受験	3,356	2,860	417	14.58%	110	88	9	10.23%
	科 目 免 除	1,247	1,230	1,160	94.31%	26	26	26	100.00%
	計	4,603	4,090	1,577	38.56%	136	114	35	30.70%
丙種化学(特別)	全科目受験	3,339	2,903	509	17.53%	161	136	24	17.65%
	科 目 免 除	3,055	3,002	2,829	94.24%	238	236	216	91.53%
	計	6,394	5,905	3,338	56.53%	399	372	240	64.52%
乙 種 機 械	全科目受験	4,410	3,730	724	19.41%	312	268	51	19.03%
	科 目 免 除	2,018	1,968	1,666	84.65%	156	155	134	86.45%
	計	6,428	5,698	2,390	41.94%	468	423	185	43.74%
第二種冷凍機械	全科目受験	3,718	2,823	846	29.97%	250	197	55	27.92%
	科 目 免 除	1,420	1,369	1,189	86.85%	103	97	81	83.51%
	計	5,138	4,192	2,035	48.54%	353	294	136	46.26%
第三種冷凍機械	全科目受験	9,883	8,120	3,007	37.03%	510	416	163	39.18%
	科 目 免 除	2,086	2,023	1,721	85.07%	124	120	93	77.50%
	計	11,969	10,143	4,728	46.61%	634	536	256	47.76%
第一種販売	全科目受験	2,302	2,088	1,050	50.29%	109	95	46	48.42%
	科 目 免 除	629	612	575	93.95%	30	30	26	86.67%
	計	2,931	2,700	1,625	60.19%	139	125	72	57.60%
第二種販売	全科目受験	5,598	5,060	1,949	38.52%	232	203	100	49.26%
	科 目 免 除	2,996	2,908	2,580	88.72%	101	97	87	89.69%
	計	8,594	7,968	4,529	56.84%	333	300	187	62.33%
合 計	全科目受験	34,409	29,094	8,901	30.59%	1,890	1,578	483	30.61%
	科 目 免 除	14,409	14,045	12,500	89.00%	906	883	762	86.30%
	計	48,818	43,139	21,401	49.61%	2,796	2,461	1,245	50.59%

※ 全科目免除者に係る集計は除いています。



戊年も早くも 2 月を迎えました。関東地方は晴天が続き、しかも気温が低く、ガス屋としてはまずまずの始まりですが、世の中のできごと

を様々な報道で見ていると随分と変化が早そうで、どんなふうに対応したらよいかと考えたりしています。ニュースなどで気になることは、デジタル技術やビッグデータなどを徹底的に利用する A I（人工

知能）や I o T（モノのインターネット）の技術がとんでもないスピードで進歩し、実用化されるという。ガス事業にも必ずこの技術が導入されて、ガス販売や保安管理など様々な実務が変化すると思います。どんなことができるのか理解して、実現したい具体的な『コト』を考えられたらと思います。

L P ガス事業の足元を見てみますと、『液化石油ガスの小売営業における取引の適正化指針』が制定されて一年が経と

うとしています。エネルギー自由化で境界が溶けてなくなり競争が激しくなる中で、L P ガス事業者には自律があり、自立して行けるようまずはこの指針が標準となるように自分自身努力せねばと思います。

ひょっとして近い将来、A I スピーカーに尋ねれば、誰にでもどんなことでも本当のことが聞けてしまうようになるかもしれません。

当摩 敦 記

空家の充てん容器は必ず撤去しましょう！